

令和3年第5回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和3年5月28日
- ・ 会場 藤沢公民館大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和3年5月28日(金) 午後2時から
藤沢公民館 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 26 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 27 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 28 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 29 号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 5) 報告第 30 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 31 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 7) 議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 26 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 27 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 28 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取下願について
- 11) 議案第 29 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 12) 議案第 30 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 13) 議案第 31 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 14) 議案第 32 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年5月28日	開会場所	藤沢公民館大会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年5月28日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和3年5月28日(金) 午後2時35分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	欠員	—
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	出	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会	開会	局 長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和3年第5回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	本日は、委員24人中、24人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長を選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会 会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
議	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。 なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号2番、議席番号3番、以上2名を指名いたします。 よろしくをお願いいたします。
		議 長	それでは、総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第31号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。□
進	議案第25号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案書の15ページ、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
		議 長	この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」の声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」の声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
行	議案第26号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の27ページ、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題とします。 本件のうち、整理番号2番につきましては、新規就農に関する案件ですので事務局より説明を求めます。
		事務局	それでは事務局より説明させていただきます。 総会議案資料の5ページをご覧ください。 こちらのヒアリングを5月20日に行いまして、就農希望者は記載のとおりでございます。経営方針としましては、主に菌床椎茸の栽培を行うということです。経営面積は6,992㎡で、そのうちの1,999㎡を椎茸にあてるということになっております。労働力としては62歳のご本人様となります。資本装備としましては、ビニルハウス、トラクター、
状			
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>田植機、コンバイン、トラックとなります。</p> <p>内容としましては、2、30年前までは農業を主体としていましたが、親が亡くなり、自分ひとりだけではやっていけないと考え、他業種で働いてきましたが、昨年定年を迎え、その時周りをみたら同世代が農業をしていたこともあり、再び農業を行うことを思い立ったということになります。</p> <p>所有地の一部を農業法人に貸し付けていますが、その縁で当該法人の方と新しい農業の形についてよく会話をしていたようです。</p> <p>今回の申請地とその隣接地では、もともと当該法人が貸借により椎茸栽培の予定をしていたのですが、譲渡の話があったこと、また、原木椎茸栽培を親元で行っていた経験もあり、また力を必要としない効率的な菌床栽培の方法を目の当たりにしたことから、自らも主体的にやってみたいと思ったということです。</p> <p>椎茸栽培についてはビニールハウスを5棟建設する計画でございいます。ただ、自分ひとりだけで行うのは困難であることから、前出の農業法人やその協力者である椎茸栽培熟練者の営農指導や人的支援を受け営農を行っていこうと考えているようです。</p> <p>それから収穫したものにつきましては、当該法人が買い取り、その販路でスーパー等に流通していきます。そこであがった利益の一定割合が法人に渡る仕組みとなっております。なお、サポートにかかる人件費は其中に含まれています。</p> <p>電気代等抑制のため、自家消費に限った太陽光発電や蓄電池の設置も検討しておりまして、また、水確保のために井戸の設置も検討しているようです。</p> <p>椎茸栽培を除く自作地については、友人に手伝ってもらい麦を生産、また一部については今後枇杷、栗など果樹の栽培を行う予定となっております。</p> <p>トラクターなどの農機具については、かつて家にあったものは破損で処分してしまったため、自宅の隣人から借りる予定ですが、近所の別の離農者に譲ってもらえないか現在交渉中とのことでございます。</p> <p>これらを踏まえ、検討をした結果でございますが、本人に営農意欲がみられ、椎茸栽培に精通した者の営農指導が受けられることから、技術面での問題はないように思われました。また、設備や井戸等も検討しているようではありますが、実施にあたっては関係法令等をよく確認してもらおうということで話をしております。その他トラブルがないように注意をしていただきたいという話もしております。</p> <p>また、自己所有地のうち、遊休地化していた土地がありましたが、そちらについてはおおむね耕地化されたことが確認できました。このまま耕地化を果たし、適正に利用していくようにと指導しました。報告については以上となります。よろしくお願いたします。</p>
			進
行			<p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
			議 長
状			
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案27号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の28ページ、議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 整理番号3番及び4番の案件につきまして、事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。事務局より説明いたします。 議案書の28ページをご覧ください。「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 整理番号3番の案件につきまして、本申請は横瀬地内において貸店舗の設置を行いたいというものでございますが、こちらの申請につきましては議案を前後してしまって申し訳ないのですが、次の農地法第5条第1項の規定による許可の取下願が提出されております。令和2年9月総会におきまして、農地法5条の転用の許可申請した土地と同じ土地になっております。 本来であれば取下げの議案が議決されてから新たな申請を行うものであると思うのですが、農地法の規定の中に許可の上書き、一つの土地で二つの許可を行うことは妨げないという規定がございますので、4条の許可が見込まれる案件につきましては、議案の順番が前後してしまっても差し障りはないため、今回は順番が逆になってしまいますけれども、取下げられる案件が、4条において申請が行われることとなります。仮に、この後の議案の取下げ承認がいただけなかった場合であっても、農地法上、この4条の許可の規定を妨げることになりえないということで、二つの許可を行うことも可能であり、一方を不許可、一方を許可というケースも農地法上においては想定されおりますので、あくまでも本案件に関しましては、4条申請における内容のみの審査ということでお願いできればと思います。 内容といたしましては、農地法の第二種農地に該当する農地に貸店舗を設置する場合、代替性が認められないものについては原則許可をすることとなり、本申請地におきましては自己用住宅に隣接する隣の土地を利用した貸店舗敷地であり、かつ親族の方が利用するという計画もきちんとしておりますので、農地法上許可の見込みがあるということで本上程をさせていただいております。 続きまして整理番号4番についてですが、申請人の方が令和3年5月17日にお亡くなりになられたと代理人から連絡がございました。農地法4条に、申請人不在の案件については、審査を行うことはできないと規定されております。つきましては、申請者代理人から相続人が決定した段階で、新たに相続人が申請を出し直していただきたいということで、本案件につきましては、議題としては今回見送らせていただきます。 以上、3番につきましては重複する案件として許可の対象として上程させておりますこと、4番につきましては議案から削除していただきますようお願いいたします。 説明については以上でございます。
		議 長	ただいま説明のありました件も含め、一括で審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」の声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。		

会 議 件 名		て ん 末	
議	議案第28号 「農地法第5条第1項の 規定による許可の取下願 について」	議 長	次に、議案書の30ページ、議案第28号「農地法第5条第1項の 規定による許可の取下願について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	意見がございませんので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
進	議案第29号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の 計画変更申請承認 について」	議 長	次に、議案書の31ページ、議案第29号「農地法第5条第1項 の規定による許可後の計画変更申請承認について」を 議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
行	議案第30号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の32ページ、議案第30号「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 議案の訂正について事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。事務局より説明させていただきます。 農地法第5条の許可申請におきまして議案書33ページをご覧ください。 整理番号6番、7番の案件につきまして、議案書の発送後に申 請者代理人から連絡があり、事業計画の一部見直しを行ったため、 その精査を行った後に再度申請を行わせていただきたいとの申出が ございました。よって、今月の議題からはこちら6番、7番につきま して、申し訳ございませんが、削除させていただきたいと思っております。 事務局からは以上でございます。
		議 長	それでは、本件について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
況		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	議案第31号 「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」	議 長	次に、議案書の36ページ、議案第31号、 「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を 議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。本件は、「意見なし」として、決すること よろしいでしょうか。 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。
進 行 状 況	議案第32号 「相続税の納税猶予に係る 特例農地等の利用状況の 確認について」	議 長	次に、議案書の37ページ、議案第32号、「相続税の納税猶予に 係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。 資料の差し替えについて、事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。事務局より説明させていただきます。 皆様のお手元にお配りさせていただきました資料4という「相続税 の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」という ところを議案のほうについているんですけども、そちらの方を今回 お配りした新しいものに差し替えていただきたいと思います。よろし くお願いいたします。
		議 長	差し替えた資料の方はよろしいでしょうか。 それでは本件のうち、整理番号1番、2番、3番、6番につきましては、 担当の委員より「問題なし」の回答をいただいておりますが、整理 4番と5番につきましては、現地を確認した委員より説明を求めます。 整理番号4番につきましては、農地利用最適化推進委員5番に、お 願ひいたします。
	推進委員 5番	はい、説明いたします。 議案第32号、議案資料40ページ、別添資料14ページ、整理番号 4番の相続人についてをご報告いたします。 令和3年4月に現地調査を行い、農地の状況を確認したところ、 対象となる12筆の内、11筆は農地として使用している状態でした。 また残りの1筆、地番で申し上げますと長在家字上635番1について ですが、一部農業用施設が建設されていることが確認できました。 こちらについて、相続人に私と農業委員会事務局職員で現地にて 事情を確認したところ、納税猶予の特例農地として適用する以前から 豚舎として使用しており、現在は農業用物置として利用されている とのことでした。平成7年の航空写真の記録があったため確認したと ころ、特例農地として適用する以前から農業用施設が建築されてい ることが確認できました。そのため、別添資料14ページから15ペー ジの11筆につきまして、資料右側の利用状況欄について、「①自ら所 有し、自ら農地として使用している」とし、農業用施設が建築されて いる1筆については、「④その他に一部農業用施設あり」とし、具体的 状況欄については、「日付が定かではないが納税猶予の適用以前 よりこの状況である」との内容で報告させていただきたいと思います。 以上、相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況の確認 の報告とさせていただきます。	
	議 長	はい。農地利用最適化推進委員5番、ありがとうございました。 引き続きまして、整理番号5番につきまして、農地利用最適化推進 委員3番より、説明をお願いします。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		推進委員 3番	はい。それでは説明させていただきます。 議案第32号、議案資料41ページ及び別添資料16ページ、整理番号5番の相続人について報告します。 令和3年4月中に現地調査を行い、農地の状況を確認したところ、3筆ともに雑草、樹木の繁茂が見受けられ、農地として使用していることが確認できませんでした。また、以前に農業委員会事務局職員と私で相続人宅に伺い、直接、当該農地利用について指導させていただいたものの、残念ながら改善する意思がみられませんでした。 そのため、別添資料16ページの3筆につきましては、資料右側利用状況欄のついて、②番の「自ら農地として使用していない」、具体的状況欄の「使用しなくなった時期」については、詳しい時期は不明ですが、「10年以上は経過している。」ということで、この内容で報告させていただきたいと思います。 以上、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の報告とさせていただきます。
		議 長	農地利用最適化推進委員3番、ありがとうございました。 それでは、この件に関しまして、一括で審議いたします。 質疑はございますか。 (議席番号1番 挙手)
		1番	はい。いいですか。
		議 長	はい、1番どうぞ。
		1番	今の案件は納税猶予を受けたわけですね。相続税を払わなくても済んできたわけです。それで、こういう状態になった時にはどういうことになるのかを説明いただければありがたいと思います。
		議 長	猶予は不適切なのか、今後の対応についてですかね。
		事務局	事務局から説明させていただきます。 納税猶予については、おおむねは自ら所有し、自ら農地として使用していることが多いのですが、今回のように②番とかになった場合には、農業委員会としてはそれなりの報告はしますが、税務署の方で現地の確認をして、こちらの報告通りとなった場合には、納税猶予をした当時に遡りまして、そこで相続税が発生することとなります。ということは、そこから今までの約20年間の利子税が加算されて、それが相続税としてその土地の所有者の方に請求されるということになります。 今回の場合につきましては、樹木等の繁茂があり、とても耕作できる状態にないということで、このようなご報告をさせていただきました。 以上です。 (議席番号2番 挙手)
		2番	ちょっといいですか。
		議 長	はい。引き続き2番、どうぞ。
		2番	今、納税猶予の話が出ていましたけど、納税猶予は20年ですか。それとも場合によっては何年かでいいというような話も聞いたように思いますが。
		事務局	それでは事務局から説明させていただきます。 昔は20年で耕作し終わると、そこで納税猶予が確定したんですけども、今は場所によっては20年ではなくて、その方が亡くなるまでということで、その設定した時期によっても条件が違います。 それは、設定した農地と場所と時期をみないとなんとも言えないんですけども、必ずしも納税猶予が20年で終わるというのではなくて、設定した時期とかによって場合分けがあります。 よろしくお願いいいたします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		1番 議 長	(議席番号1番 挙手) すいません。 はい、1番どうぞ。
		1番 事務局 1番 議 長 議 長 議 長	ということでですね、相続税が発生した時に猶予を受けるんですけど、このような場合、農地を使っていない場合に、その当時の相続税の何%の金利がつくんでしょうか。 その設定の時期によります。 はい、わかりました。了解。 他にございますか。よろしいですか。 (委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、整理番号4番、5番については委員の説明のとおり、その他は「問題なし」として、回答することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件はそのとおり決めます。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和3年第5回定例会総会を閉会いたします。